

平成 30 年

第 7 回 教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

平成30年 7 月 6 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

第7回教育委員会定例会

- 1 開催日時 平成30年7月6日(金) 午後5時1分 開会
午後6時7分 閉会
- 2 開催場所 総合教育研究所 2階 研究室5・6
- 3 出席者 教育長 本 多 清 峰
委員 東小川 昌 夫 (教育長職務代理者)
委員 岩 切 ちひろ
委員 富 田 教 代
- 4 欠席者 委員 篠 崎 和 則
- 5 説明のため出席した職員の職、氏名
教育部長 増 子 孝 伸
総合教育研究所長 萩 谷 孝 男
参事(県費負担教職員担当) 川 俣 智
参事兼教育企画課長 三 宅 修
参事兼幼児教育課長 鈴 木 功
参事兼内原中央公民館長 五 上 義 隆
学校管理課長 鎮 目 英 俊
学校保健給食課長 大 和 敦 子
学校施設課長 埴 敏 之
生涯学習課長 大 澤 秀 樹
歴史文化財課長 白 石 嘉 亮
中央図書館長 松 本 崇
総合教育研究所副所長 小 川 佐栄子
- 6 傍聴人 なし
- 7 本日の日程
 - (1) 報 告
 - ① 学校閉庁日の試行的実施について【公開】
 - ② 水戸市運動部活動の活動方針の策定について【公開】
 - ③ 平成30年第2回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について【公開】
 - (2) 議 事
議案第27号 水戸市立共同調理場運営委員会の委員の補充委嘱又は補充任命について【非公開】
議案第28号 水戸市立博物館協議会の委員の任命について【非公開】
議案第29号 水戸市立図書館協議会の委員の任命について【非公開】

議案第30号 水戸市いじめ問題対策連絡協議会の委員の補充委嘱又は補充任命について

【非公開】

協議(1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(案)
について【非公開】

(3) その他

- ① 夏休み子どもミュージアム「妖怪さまのお通りだい! II ー妖怪さまは今年も絶好調!!ー」
の開催について【公開】
- ② 平成31年度使用教科用図書採択までの日程について【非公開】

8 会議の概要

午後5時1分 開会

○**本多教育長** ただいまから、平成30年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

本日、篠崎委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第27号から議案第30号、協議(1)及びその他(2)につきましては、非公開の取り扱いといたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本多教育長** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

なお、その他(2)平成31年度使用教科用図書採択までの日程については、関係課長のみの出席となりますので、御了承願います。

それでは、初めに、報告を行います。

報告(1) 学校閉庁日の試行的実施について、説明願います。

鎮目学校管理課長。

○**鎮目学校管理課長** 資料1ページをお開き願います。

学校閉庁日の試行的実施について、御説明いたします。

文部科学省が実施した教員勤務実態調査において、教職員の長時間勤務の課題が明らかになり、国が提言する教職員の働き方改革の推進におきましても、長期休業期間において年次休暇を確保できるよう一定期間の学校閉庁日の設定を行うべきとの提唱がなされております。

茨城県教育委員会におきましても、県立学校に対し、夏季休業中に6日程度の学校閉庁日を設定するよう推進を図っているところです。

本市におきましても、教職員自らが長時間勤務の解消に向けた意識改革を図り、効率的な働き方を行うための機運を醸成するとともに、年次休暇や特別休暇の取得促進を図り、心身ともに充実した状態で児童生徒と向き合えるようにすることなどを目的に、水戸市立全小中学校及び義務教育学校において、学校閉庁日を試行的に実施いたします。

今年度の実施日につきましては、企業等も長期の休暇に入っていることから、例年問い合わせが少ないお盆の期間である8月13日、14日の2日間で試行的に実施することとし、課題を検証した上で、次年度以降は本格的に実施したいと考えております。

なお、学校閉庁日には、全ての教職員が夏季特別休暇や年次休暇を取得することにより、日直を置かず部活動等も実施しないため、保護者が緊急な連絡が必要となった場合には、水戸市教育委員会事務局教育部学校管理課を窓口として対応するとともに、災害時における避難所の開設等の緊急対応につきましても、各学校の管理職と連携して対応してまいります。

また、水戸市立幼稚園につきましても、同様に8月13日、14日の2日間の閉庁日を試行的に実施してまいりたいと思います。

以上です。

○**本多教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

富田委員。

○**富田委員** 年末年始の休みについてはどうなっているのですか。

○**本多教育長** 鎮目学校管理課長。

○**鎮目学校管理課長** もともと、12月29日から1月3日までは休業となっております。

○**本多教育長** ほかにございますか。

岩切委員。

○**岩切委員** 8月11日、12日の部活動等は実施しないと書かれていますが、例えば、11日、12日に大会等が入っている場合はどうなりますか。

○**本多教育長** 鎮目学校管理課長。

○**鎮目学校管理課長** 大会等が入っている場合は、13日から16日までの期間において、子どもたちが続けて休みを取れるように各学校で対応していただくようになっております。

○**本多教育長** そのことについて、校長会で話し合った結果を説明願います。

川俣教育部参事。

○**川俣教育部参事** 校長会で同様にこの話がありまして、協議をした結果、休みを続けて取れるようにする、つまり、11日、12日に大会等がある場合には、15日、16日を休日とし、子どもたちや教職員が連続して休めるようにすることで考えていこうとなりました。

○**本多教育長** ほかにございますか。

東小川委員。

○**東小川委員** 非常に良いことだと思います。県内の市町村でも13日から16日の4日間を休みとしているところもあります。今の岩切委員の質問にあわせてお聞きしたいのが、11日、12日の土日に大会等があったとき、学校全体として休みを13日から16日にするのか、それとも、当該部活動の生徒だけを休みにするのかということです。なぜかという、当該部活動の生徒だけが休みとなると足並みが乱れる原因となってしまい統一することができなくなってしまいます。

学校の実態に応じてというのは、学校全体を見るのか、それとも該当する子どもたちや教職員だけに限定するのか、そのあたりについて、どのような話し合いがあったのか聞かせてください。

○**本多教育長** 川俣教育部参事。

○**川俣教育部参事** 話し合いの中では、全国大会等の大会日程は決まっているため、事前に知ることができまので、学校全体ではなく、その大会に参加する部活の子どもたちと教職員について、15日、16日を休日とするということになりました。

そのようになった理由ですが、既に学校自らが、13日から15日を休みにするという取組を行っている学校もあるためです。さらに、学校によっては、12日から15日を休みとしているところもあります。

○**本多教育長** 東小川委員。

○**東小川委員** 試験的に実施して、どのような不都合等が出てくるのか見定めてほしいと思います。教職員のサービス精神で、11日、12日に子どもたちは休んでいるけれども、教職員は休んでいないというような悪弊が残っています。それが常態化していくことにより、出勤している先生は一生懸命な先生、休んでいる先生は一生懸命ではない先生というラベルがそれぞれ貼られてしまいます。そのような懸念もありますので、結果をきちんと把握していただきたいと思います。

○**本多教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**本多教育長** ないようでございますので、この件について終わります。

次に、報告(2) 水戸市運動部活動の活動方針の策定について、説明願います。

小川総合教育研究所副所長。

○**小川総合教育研究所副所長** それでは、資料の3ページを御覧ください。

水戸市運動部活動の活動方針の策定について、御説明いたします。

まず初めに、1の策定の趣旨でございます。

運動部活動は、学校教育の一環として、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施されております。しかし、教職員の働き方改革が社会問題となり、その主たる要因が部活動指導に係る時間となっていると指摘されており、また、過度な活動が生徒の健康やバランスのとれた生活・成長に影響を与えていることも問題とされています。

また、今年3月に策定されました国のガイドラインによれば、県の方針をもとに、市町村が活動方針を策定し、さらに、これらの方針をもとに各学校が活動方針を定めることとされておりますことから、このたび方針を策定するものでございます。

次に、2の水戸市運動部活動の活動方針の概要でございます。

まず、(1)学校教育の一環としての運動部活動の意義について規定しております。

次に、(2)適切な運動部活動の運営のための体制整備につきましては、校長は、学校の運動部活動に係る活動方針を策定し、各部の活動計画とともにホームページにより公表することとしております。

(3)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組につきましては、過度の練習時間の弊害の理解と科学的見地等からの正しい知識の習得による適切な指導を実施することとしております。

(4)適切な活動時間・休養日等の設定につきましては、4ページの資料1により御説明いたします。

4ページ、資料1を御覧ください。

こちらには、1の主な内容について、国、県と水戸市を比較しております。

まず、アの活動時間でございますが、1日の活動時間につきましては、国、県と同じく平日は2時間程度、休業日は3時間程度とするともに、朝の活動につきましては、県の運営方針にのっとり、原則として行わないことといたします。ただし、総合体育大会や新人体育大会の1か月前からは活動できることといたします。

次に、イの休養日につきましては、国、県と同様に、学期中は週当たり2日以上、平日は少なくとも1日、週末はいずれか1日以上とし、週末に大会等で両日活動した場合には、休養日をほかの日に振り替えるものといたします。

次に、ウの完全休養期間につきましては、国、県の方針におきましては、長期休業中は、ある程度長期の休養期間、オフシーズンを設けるとされております。

本市におきましては、夏季休業中の8月13日から15日、冬季休業中の12月29日から1月3日を完全休養期間としますとともに、定期試験前につきましても、各学校の実態に応じて設定してまいります。

次に、エの冬季活動期間につきましては、国、県に記載はございませんが、本市では、11月から1月までの3か月間を冬季活動期間とし、短時間に効率的な活動ができるよう学校全体で工夫した取組を行うことといたします。

オの部活動優先日も、本市独自の取組でございます。

この取組の背景として、放課後には部活動以外にもさまざまな活動があり、それらを終えてから生徒が集まってくる状況もございます。そのため、チームプレイやフォーメーションの練習などに要する時間を十分に取りにくいという実態がございますことから、週に1日は部活動以外の活動を調整し、生徒が一斉に部活動を開始し、部員全員で活動する時間を十分に取る日を部活動優先日として設けるものでございます。

次に、2の各学校の活動方針策定につきましては、国、県の通知により、本市の活動方針にのっとり、毎年度校長が定めることとされており、その後、各学校において、それぞれの学校の活動方針を策定してまいります。策定に当たっては、生徒や保護者の意見を十分に聞きながら進めるよう指導してまいります。

3の水戸市運動部活動在り方検討会委員でございますが、こちらは、水戸市の活動方針の策定に当たり設置しました、在り方検討会の委員構成でございます。

本方針につきましては、これらさまざまな立場の委員の皆様から御意見をいただきますとともに、学校長からの意見聴取を行いながら策定したものでございます。

それでは、資料3ページにお戻り願います。

(5)生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備について、規定しています。

(6)学校単位で参加する大会等の見直しにつきましては、総合体育大会、新人体育大会を含め、1か月当たり1大会を目安とするものでございます。

次に、3の期待される効果として、3つ記載してございます。

1つ目として、生徒がバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができること、2つ目として、教職員の負担軽減、3つ目として、合理的でかつ効率的、効果的な活動につながり、部活動の教育的価値を高めることができるものでございます。

最後に、4の活動方針策定までの流れでございますが、この後、水戸市PTA連絡協議会において概要説明を行い、7月から8月にかけて各学校において活動方針を策定し、運用を開始してまいります。

なお、5ページから6ページは、国のガイドライン及び県の運営方針の概要となっておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は、以上でございます。

○本多教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

○東小川委員 完全休養期間も含め、このような水戸市独自の取り決めは非常に駆使されると思います。部活動優先日というものをあえて設けたのは良いことだと思いました。さらに、完全休養期間についても、はっきり定めていただいたことも良いことだと思いました。

ただ、(6)学校単位で参加する大会等の見直しについて、「1か月当たり1大会を目安とする。」と

というのが非常に大雑把になっているように感じ、どのようなことを想定して学校は発案したらいいのか迷うと思います。例えば、総合体育大会や新人体育大会などは、学校の全ての部活動が参加する大会でしょうから、それら以外に何かあるのかなど、例えば、城里町などで行っている大会については、学校単位といっても、部活動ごとに呼ばれていきます。学校単位で参加する大会は、どのようなものを想定されていますか。

○**本多教育長** 萩谷総合教育研究所長。

○**萩谷総合教育研究所長** 部活動単位で参加する大会についても、この枠内で考えております。総合体育大会や新人体育大会は、学校の代表ということで、それぞれの部活動が参加する大会だと思うのですが、近隣の市町村の学校を集めて、市町村が独自で行っている大会等もあると思います。そのような大会への参加するのも含めまして、「1か月当たり1大会を目安にする。」ということにしております。

○**本多教育長** 学校単位と書かれていますが、学校の部活動単位ということですね。

萩谷総合教育研究所長。

○**萩谷総合教育研究所長** はい、そうです。

○**本多教育長** 東小川委員。

○**東小川委員** 目安が1大会というのは厳しくないですか。

○**本多教育長** 萩谷総合教育研究所長。

○**萩谷総合教育研究所長** 校長会で話し合いをした中で、やはり数字で示していただかないと、校長としても、顧問に対して指導がしづらいという意見がありました。

毎週のように大会に出ている顧問もおりますが、子どもや先生のことも考えて何とか抑えていきたいのだけれども、より所がないということはいただいております。

また、予選を介する大会もありますので、例えば、総合体育大会であれば、全国大会までに5回の予選大会がありますので、予選を勝ち上がっていく大会ということで、総合体育大会として1つの大会とカウントしていきたいと考えております。

○**本多教育長** 東小川委員。

○**東小川委員** 萩谷所長から説明をいただきましたが、大会のシードを決める事前大会がよくあります。さらに、部活動によっては、例えば、企業が主催している大会などもあり、それには毎年度出ていないと次年度は呼ばれなくなってしまうということもあります。そのようなこともありますので、今、各学校の各部活動が参加している大会が幾つあるのかというのを正確に把握していただきたいと思います。

特に、剣道などにおいては、実にさまざまな大会があります。全部は覚えておりませんが、大学や企業主催の大会もあり、顧問同士の付き合いで断れない大会というものもあるはずです。

ですから、全体を把握した上で何を精選していくのかを顧問に任せるのではなく学校長の判断で行っていただきたいという思いは私にあります。

○**本多教育長** 補足しますと、今回の件については、水戸市だけで決めているわけではございません。国、県も同じ方針となっておりますので、水戸市だけが規制すると、東小川委員の言ったことが起こってしまうかもしれませんが、県全体としての動きがありますので、今までとは形が違ってくると思っております。在り方検討会には茨城県教育庁保健体育課の指導主事も構成員になっており、茨城県全体の動きを見定めた上で策定しておりますので、水戸市だけ活動を抑えていくのはなかなか難しい面もあります。

ほかにございませんか。

岩切委員。

○**岩切委員** 同じ学校の中でも、部活動によって朝練を始める時期や参加する大会数というのは差があると思うので、学校のほうで各部活動の各月の予定を確認し、把握していただきたいなと思います。ちなみに、この方針に沿って活動するのは、いつ頃からになるのでしょうか。

○**本多教育長** 小川総合教育研究所副所長。

○**小川総合教育研究所副所長** ただいまの御質問ですが、7月から8月にかけて各学校で、それぞれの学校の活動方針を定めてまいります。概ね9月の新人体育大会以後を目途に運用を開始してまいりますと考えております。

○**本多教育長** 活動方針を定めるのを7月、8月と限定したのは、先生、生徒、保護者等全員に周知する必要がありますし、学校だけで決めて終わりということではなく、保護者も含めた運動部活動運営委員会のようなものを学校ごとにつくることになっているのです。東小川委員がおっしゃったように、今までは各学校に任されていたので、今回は、関係する方々とよく話し合いをしたいということで2か月の期間をとりました。その前段階として、7月に水戸市で方針を定めて、来週の水戸市PTA連絡協議会会長会議で私が保護者の皆様に説明してまいります。目途としては、新人体育大会以降ということなので10月頃になるのですよね。

小川総合教育研究所副所長。

○**小川総合教育研究所副所長** はい、そうです。

○**本多教育長** 萩谷総合教育研究所長。

○**萩谷総合教育研究所長** 県の目途は10月1日となっております。

○**本多教育長** 東小川委員。

○**東小川委員** 意見としてですが、教職員は校長の指示のもとに動きやすいと思うのですが、問題は、保護者だと思います。新顧問は部活動の指導を一生懸命やってくれない、熱心ではない、などと前の顧問と比較をしてしまいます。もちろん、その逆もあり、新顧問は一生懸命やってくれる、よく面倒を見てくれている、そのような評価がさらに周りの評価を呼び、当該部活動の顧問が無理を重ねて部活動の負担がエスカレートしてってしまうという今までのパターンがあります。そのような事態を防ぐために、保護者にはよくこの方針を理解していただきたいと思いますので、ただ文書を1枚流すのではなく、教育長がおっしゃったように部活動の顧問会等でPTAを巻き込んでいかないと、上滑りな取り決めになってしまうので丁寧にやっていただきたいと思います。

○**本多教育長** 萩谷総合教育研究所長。

○**萩谷総合教育研究所長** はい、学校ごとの活動方針の策定に当たりましては、生徒や保護者の意見を十分に聞いて策定するように指導してまいります。

○**本多教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**本多教育長** ないようですので、この件について終わります。

次に、報告(3) 平成30年第2回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について、説明願います。
増子教育部長。

○**増子教育部長** 資料の7ページをお開き願います。

平成30年第2回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について、御説明いたします。
初めに、1の会期につきましては、6月4日から19日までの16日間で行いました。

2の本会議の状況につきましては、(1)発言通告の状況のとおり、代表質問が7会派から、一般質問が13議員からございました。そのうち、教育行政に関する質問につきましては、代表質問が5会派から、一般質問が7議員からございました。

(2)質問及び答弁内容でございますが、表にお示しいたしましたとおり、教育行政全体では16項目、24件ございました。

部門別の内訳といたしましては、学校教育部門では、消費者教育についてから通学路の安全対策についてまでの11項目、15件、社会教育部門では、家庭教育についてと光藻についての2項目、2件、子育て支援部門では、保育所待機児童についてから保育士の待遇改善についてまでの3項目、7件ございました。

主な内容といたしましては、茨城県運動部活動の運営方針を受け、どのような対応を考えているかなどについての質問がございました。

また、新潟県で小学生の殺害事件がございましたが、防犯教育や通学路の安全対策のためどのような取組を行っているのかなどについての質問がございました。

そのほか、詳細につきましては、8ページから18ページにかけて記載してございますので、後ほどお目通しを願います。

説明は、以上でございます。

○本多教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

富田委員。

○富田委員 小学校や幼稚園には老朽化した建物が結構あると思うのですが、それらの安全性ということに関してきちんと応えていただきたいと思います。先日、地震もありましたので、やはりその辺はきちんとしておいたほうがいいと思います。幼稚園においても少し心配なところもあります。

○本多教育長 12ページの学校施設長寿命化の今後の計画についてがそのような内容の質問でしたが、補足説明をお願いいたします。

埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 学校施設長寿命化につきましては、水戸市内の小中学校等、建築後40年を経過するような学校が多々ございます。国においても、多くの学校は築年後40年を超え、今後改築の時期を迎えるという施設は全体の7割近いということでございまして、これからは改築工事ではなく、今ある建物をできるだけ長く利用していくという長寿命化改良工事を行っていくという方針になっており、補助金の内容も長寿命化へとシフトしてきております。

その関係上、現在の建物をリニューアルし、バリアフリー化も進めた上で学校施設の利用に関して、現在の教育環境にあわせた整備をするという形で進めていくという計画であります。

以上でございます。

○本多教育長 今後、長寿命化の計画をどのようにしていくかというのは教育委員会としても大きな課題ではあります。

増子教育部長。

○増子教育部長 12ページの小泉議員の質問の趣旨の中には含まれておりませんが、市長が答弁する中で、来年から始まります水戸市第6次総合計画の後期の最重要課題の1つとして、学校施設の長寿命化を位置付けていきたいという積極的な答弁がございました。

色々な学校を訪問しますと、長寿命化改良工事が行われた学校というのはとてもきれいに完成しております。一方で、昭和40年代の学校、特に小学校が多いのですが、そのような学校も多々ござい

まして、その格差を実感されているというような話もございました。トイレの洋式化も含めて、学校施設をきちんと整備していきたいという発言がございました。

○本多教育長 ほかにございませんか。

岩切委員。

○岩切委員 質問及び答弁内容等とは直接関係ないのですが、例えば、今年はとても暑いので、熱中症対策、猛暑対策というのは市のほうで何かされているのでしょうか。

○本多教育長 猛暑対策という点では、空調設備の設置があります。その状況について説明願います。

埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 猛暑対策といたしまして、また各学校の環境整備の1つといたしまして、空調設備の設置を年次的に進めております。

昨年度までに、全小学校及び義務教育学校の普通教室と特別教室への設置が完了したところでございます。

今年度につきましては、全中学校の普通教室と特別教室に空調設備の設置を進めている状況でございます。今年度中には全小中・義務教育学校に設置完了となる予定でございます。

以上でございます。

○本多教育長 この前、校長先生に聞いた話なのですが、必ず教室でエアコンをつけてくださいという放送を流しているようです。つける学校とつけない学校があるようなので、そのような取組を行っていると言っておりました。

実際、空調の効能については、学校への管理訪問などを行った際に様子を確認してみるとどのような感じですか。

萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 全然違います。私も小学校を回った後に中学校を回ったりするのですが、小学校の子どもたちは昼休みに遊んだ後、すぐに教室へ入ってきます。そのとき、教室が涼しいと午後の勉強への姿勢が全然違います。集中して子どもたちが勉強している様子をはっきりとわかります。中学校に設置完了するのが本当に待ち遠しいという話を聞きました。中学校も設置が完了すれば、環境がよくなると思っております。

○本多教育長 9月までに設置は間に合いますか。

埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 計画的に工事を進めておりますが、9月までに設置完了は難しい状況でございます。

昨年度、空調設備を設置した学校で、特に先生方がお話ししていたのは、朝子どもたちが登校してきた際に、教室へ入れば涼しいよと言うと、率先して教室に入って行って、朝の授業をスムーズに受けることができているとのことでした。

○本多教育長 今年は特に暑いですけれども、児童生徒が熱中症等になり、学校で救急車を呼んだという話は、聞いていないですね。

萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総研所長 はい、ありません。保健室へ来る子も減ったという状況です。

○本多教育長 岩切委員。

○岩切委員 先週、中学校へ授業参観に行ったのですが、非常に教室内が暑かったので、早く設置

が完了するといいいですね。私は暑くてとても勉強できないと思ったものですから。

○本多教育長 中学校については、今年度で全校への設置が完了いたします。

ほかにございせんか。

東小川委員。

○東小川委員 この報告案件とは少し外れるのですが、大阪府で地震があったので、ブロック塀の件について、水戸市ではどのような状況なのか教えていただけますか。

○本多教育長 塀学校施設課長。

○塀学校施設課長 それでは、ブロック塀について、御説明させていただきます。

このたびの大阪北部地震で、ブロック塀の下敷きになって小学生が亡くなったことを受けまして、国、県からも調査等が入っております。緊急で、水戸市内の学校施設課が管理する保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校におきまして、ブロック塀の点検を行いました。

その結果、全80校のうち、ブロック塀がある学校及び保育所は24校あり、ブロック塀のトータル数は43か所、さらに、この中で現行法に不適格と言われるもの、塀の高さや控え壁の有無、控え壁の間隔などの問題があり、現行法に不適格だと言われるものが18か所、そのうち、ひび割れ等を確認されたものが8か所ございました。また、現行法上の寸法等は合っておりますが、ひび割れ等を確認されたのが5か所ございましたので、ひび割れ等についてはトータル13か所ございました。現在、業者等とも打ち合わせをしております、早急な改修を行うよう対応しているところでございます。

ただし、調査ができない部分もございまして、工事に入るまではバリケードやコーンなどを設置し、子どもたちが入らないように注意喚起をし、早急に工事を進める予定となっております。残りの現行法に不適合の箇所に関しましても、順次、法律に適合するよう改修を進めていく準備をしているところでございます。

説明は、以上でございます。

○本多教育長 現行法に不適合というのはどういうことなのか、詳しく説明願います。

塀学校施設課長。

○塀学校施設課長 現行法に不適合となるものは、次のチェック項目に該当するものとなっております。

まず、塀の高さが2.2メートルを超えているものでございます。

次に、控え壁が設置されていないもの、また、その控え壁の間隔が3.4メートル以下になっていないものでございます。

次に、塀の厚みが必要な厚みになっていないもの、これは、高さが2メートル以下であれば10センチメートル以上の厚み、高さ2メートルを超えるものは15センチメートル以上の厚みが必要となっております。

次に、基礎工事がされていないものでございます。

以上のことに加え、最後に、先ほど申しましたひび割れ等があるかどうかということを確認いたしまして、不適合という判断をしております。

○本多教育長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、これより議事に入ります。

【議案第27号 水戸市立共同調理場運営委員会の委員の補充委嘱又は補充任命について：非公開】

【議案第28号 水戸市立博物館協議会の委員の任命について：非公開】

【議案第29号 水戸市立図書館協議会の委員の任命について：非公開】

【議案第30号 水戸市いじめ問題対策連絡協議会の委員の補充委嘱又は補充任命について：非公開】

【協議(1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(案)について：非公開】

○本多教育長 次に、その他に入ります。

その他(1) 夏休み子どもミュージアム「妖怪さまのお通りだい！Ⅱー妖怪さまは今年も絶好調!!ー」の開催について、説明願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 それでは、資料の27ページを御覧ください。

歴史文化財課博物館から、夏休み子どもミュージアム「妖怪さまのお通りだい！Ⅱー妖怪さまは今年も絶好調!!ー」の開催について、御説明させていただきます。

開催趣旨でございますが、妖怪たちを登場させ、昔の古い道具を楽しく愉快地に学ぶことでございます。

開催期間でございますが、平成30年7月21日土曜日から8月26日日曜日まで、博物館にて開催いたします。

主催は水戸市立博物館で、会場につきましては、博物館4階の展示会場でございます。

関連行事といたしましては、「妖怪をやっつけろ！」として弓矢体験や、「妖怪を作ろう！」として笑うドクロなど、さまざまなワークショップを開催いたします。

詳細につきましては、お手元に子どもミュージアムのちらしをお配りしておりますので、そちらのほうを御覧ください。

説明は、以上でございます。

○本多教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ないようですので、この件について終わります。

【その他(2) 平成31年度使用教科用図書採択までの日程について：非公開】

○本多教育長 以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、お手元に配布してございます、次回以降の教育委員会会議等日程(案)につきまして、御説明をいたします。

ゴシック体の部分が今回追加、または変更になった日程となっております。

まず、第33回水戸市少年の主張大会でございますが、既に生涯学習課から御案内のありましてとおり、7月15日日曜日午後0時30分から県民文化センター大ホールで開催予定となっております。

続いて、第3回教育委員会臨時会でございますが、7月19日木曜日午後5時から、中央図書館3階視聴覚室で開催予定です。

なお、4月にリニューアルオープンした博物館の視察も予定しております。

次に、第53回水戸市教育研究発表大会につきましては、机上に御案内を配布してございます。8月7日火曜日に総合教育研究所のほか、市内複数の会場で開催となりますが、受付は午前8時30分からとなっております。御出席される際は、事前に小川総合教育研究所副所長へ御連絡いただければ、御案内をさせていただきます。

次に、8月23日開催で御案内しておりました総合教育会議と第9回定例会につきましては、総合教育会議の日程を延期させていただき、それに伴い、定例会の開始時間を午後5時から、場所を総合教育研究所研究室5・6へ変更して開催予定でございます。

最後の項目、第10回教育委員会定例会につきましては、10月4日木曜日午後5時から本日と同様に研究室5、6で開催予定でございます。

よろしく願いをいたします。

○本多教育長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後6時7分 閉会

9 議決事項

議案第27号について原案可決

議案第28号について原案可決

議案第29号について原案可決

議案第30号について原案可決